（運送）

第七条　ＰＦＯＩ等取扱事業者は、ＰＦＯＩ等又は汚染物を入れた保管容器を運送するときは、当該保管容器の転倒を防止する措置を講じなければならない。

（漏出時の措置）

第八条　ＰＦＯＩ等取扱事業者は、ＰＦＯＩ等又は汚染物が漏出したときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　速やかに漏出の拡大の防止のために必要な応急措置を講ずること。

二　漏出したＰＦＯＩ等又は汚染物について回収するよう努めること。

三　回収したＰＦＯＩ等又は汚染物及び回収に伴って生じた汚染物を、保管容器に入れて保管すること。

（委託先の監督）

第九条　ＰＦＯＩ等取扱事業者は、ＰＦＯＩ等又は汚染物を入れた保管容器の保管又は運送に係る業務を委託する場合は、当該委託した業務が第五条から前条までの基準に適合する方法により行われるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

（管理責任者）

第十条　ＰＦＯＩ等取扱事業者は、次の各号に掲げる業務の管理について知識を有する者のうちから管理責任者を選任し、その者に当該業務を管理させなければならない。

一　移替えに関すること。

二　使用設備に関すること。

三　ＰＦＯＩ等の排出量の把握に関すること。

四　ＰＦＯＩ等又は汚染物を入れた保管容器の保管に関すること。

五　使用設備及び保管容器並びにその設置する床面の点検に関すること。

六　ＰＦＯＩ等又は汚染物を入れた保管容器の運送に関すること。

七　ＰＦＯＩ等又は汚染物が漏出した場合の措置に関すること。

附　則

この省令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年一月十日）から施行する。

○経済産業省令第四十五号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十一条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月十日

経済産業大臣　**齋藤　健**

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年通商産業省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（軽微な変更） **第三条の二**　法第二十一条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。	［新設］

一　第一種特定化学物質が漏出するおそれのない製造設備の変更であること。	
二　第一種特定化学物質の製造能力に変更をきたさない製造設備の変更であること。	
（報告）	
第九条　許可製造業者は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度における法第十七条第一項の許可に係る第一種特定化学物質の月別製造数量、月別在庫数量及び販売先ごとの月別販売数量を記載した様式第十の二による報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。	
2　前項の規定は、届出使用者に準用する。この場合において、同項中「法第十七条第一項の許可」とあるのは「法第二十六条第一項の届出」と、「月別製造数量」とあるのは「月別使用数量」と、「月別在庫数量」とあるのは「月別保管数量」と、「様式第十の二」とあるのは「様式第十の三」と読み替えるものとする。	
（電子情報処理組織による届出等）	
第二十条　法第十七条第二項若しくは法第二十一条第一項の申請、同条第二項の届出、法第二十二条第二項の申請、法第二十六条第一項若しくは第二項、法第二十七条第二項、法第三十二条第一項、法第三十五条第一項若しくは第二項の届出又は第九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告（以下「届出等」という。）を行おうとする者は、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届出等を行うときは、次に掲げる事項を届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機であつて経済産業大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならない。ただし、届出等を行おうとする者が、経済産業大臣が告示で定めるところにより、第三号に掲げる事項を入力することに換えて、法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等を提出することを妨げない。	
一～三　［略］	
2　［略］	

（報告）	
第九条　許可製造業者は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度における法第十七条第一項の許可に係る第一種特定化学物質の月別製造数量、月別在庫数量及び販売先ごとの月別販売数量を記載した報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。	
2　前項の規定は、届出使用者に準用する。この場合において、同項中「法第十七条第一項の許可」とあるのは「法第二十六条第一項の届出」と、「月別製造数量」とあるのは「月別使用数量」と、「月別在庫数量」とあるのは「月別保管数量」と読み替えるものとする。	
（電子情報処理組織による届出等）	
第二十条　法第十七条第二項若しくは第二十一条第一項の申請、同条第二項の届出、第二十二条第二項の申請又は第二十六条第一項若しくは第二項、第二十七条第二項、第三十二条第一項、第三十五条第一項若しくは第二項の届出（以下「届出等」という。）を行おうとする者は、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届出等を行うときは、次に掲げる事項を届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機であつて経済産業大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならない。ただし、届出等を行おうとする者が、経済産業大臣が告示で定めるところにより、第三号に掲げる事項を入力することに換えて、法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等を提出することを妨げない。	
一～三　［略］	
2　［略］	